

Q 償却資産の申告について

A 国立市内に償却資産を所有の方は、毎年1月1日現在、所有している償却資産の内容等について、1月31日までに申告する必要があります。

償却資産とは、土地、家屋以外の事業用資産で、所得税法又は法人税法において、その減価償却額又は減価償却費が損金又は必要な経費に算入されるものです。

償却資産の申告書の作成に当たっては、法人の方は、固定資産台帳や法人税申告書別表16(二)等を、個人の方は、所得税法の確定申告書の減価償却明細、固定資産を管理している帳簿等をもとに申告ください。